

「(仮称) 葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例 (素案)」に対する 区民意見提出手続 (パブリック・コメント手続) の実施結果について

1 実施期間

令和7年9月22日（月）から10月21日（火）まで

2 閲覧場所

生活衛生課、区政情報コーナー、区民事務所、区民サービスコーナー、産業経済課、各図書館（改修工事中の図書館を除く）

※区公式ホームページからも閲覧及び意見提出可能とした。

3 提出された意見の数

意見提出者 53名及び4団体

意見数 60件

4 提出された意見の取扱い

◎：条例(案)に意見を反映するもの	1件
○：条例(素案)に入っているもの	1件
△：条例(素案)に一部入っているもの	6件
□：意見・要望として伺うもの	52件

5 提出された意見の概要と区の考え方

別紙のとおり

「(仮称)葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(素案)」に対する区民の意見と区の考え方

【取扱いの凡例】 ◎:条例(案)に意見を反映するもの ○:条例(素案)に入っているもの △:条例(素案)に一部入っているもの □:意見・要望として伺うもの
法:住宅宿泊事業法、条例:(仮称)葛飾区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例(素案)

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
1	第4条 区民の責務	<p>業者でない区民が何故協力する必要があるのか理解しがたいです。具体的な施策を示して、一般区民がどのようにかかわるのかを明示した上で、その点に関して協力を求めるべきです。</p> <p>内容を示さず努力義務を課すのは適当でなく、また無意味であるため、第4条は削除すべきと考えます。</p>	□	<p>第4条は、法に基づき届出が行われる住宅宿泊事業が適正に運営されるために、区が策定する施策に対して区民に協力を求めるものです。この規定は、区民の皆様に努めていただく義務を具体的に定めてはおりませんが、周辺地域の生活環境の確保や、事業者と区民との信頼関係の構築を図るための施策の実現に、区民の皆様の協力が不可欠であると考え、規定しました。</p>
2	第4条 区民の責務 その他	<p>民泊を規制するだけでは街の発展には繋がりません。民泊が増えるのは、狭小住宅が多く、子育てには向きでも、単身者や短期滞在には利用可能で、空き家の利活用にもなるからです。</p> <p>区の観光振興や商店街振興には、事業者だけでなく区民にも努力義務を課すべきです。騒音の苦情が住宅宿泊事業や観光振興を妨害する目的であれば、応じる必要はないと思います。また、生活環境に悪影響を及ぼすのは民泊だけではなく、不適切な土地利用も原因です。</p> <p>良好な生活環境を維持するためには、街の活性化を妨げない前提で地区計画や建築協定を定めることが必要です。事業者への一方的な制限よりも、区民に適正な土地利用を促す施策の方がトラブル防止に繋がります。</p>	□	<p>本条例の目的は、地域住民の安全で安心できる生活環境を維持すること及び地域経済の健全な発展に寄与することとしております。</p> <p>ご指摘のとおり、目的を達成するためには、区民の責務として観光振興や商店街振興も含めた区の施策への協力が必要と考え、条例に規定しております。</p> <p>区では、民泊施設の急増に伴い、周辺地域の生活環境の悪化が課題となり、本条例を制定することになった背景があります。条例により民泊が適正に運営できるようにし、周辺地域の生活環境を確保するとともに、関係部署が連携して地域経済を活性化させる取り組みを行ってまいります。</p> <p>また、住宅宿泊事業による周辺地域の生活環境の悪化の防止に関し、地区計画や建築協定への合意等による適正な土地利用を区民の義務として規定することは考えておりません。</p>
3	第5条 住宅宿泊事業者等の責務	宿泊者によるごみ問題については改善をお願いしたいです。	□	<p>法第9条において、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項を説明しなければならないと規定されています。</p> <p>また、条例第5条において、住宅宿泊事業者等の責務を規定し、当該義務の履行について関係部署が連携し、指導監督を徹底することで、住宅宿泊事業施設における廃棄物の適正な処理の推進に取り組んでまいります。</p>
4	第5条 住宅宿泊事業者等の責務	ごみの分別が出来ていなかったり、ごみ庫や共用スペースのごみの散乱が見受けられる物件がかなりあるので厳しく取り締まって欲しいなと思う。	□	<p>法第9条において、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項を説明しなければならないと規定されています。</p> <p>また、条例第5条において、住宅宿泊事業者等の責務を規定し、当該義務の履行について関係部署が連携し、指導監督を徹底することで、住宅宿泊事業施設における廃棄物の適正な処理の推進に取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
5	第5条 住宅宿泊事業者等の責務	深夜早朝の入退室の規制をしてほしい。（白タクのドア開閉音が静かな住宅地に響き渡る） 宿泊客不在時は空調、照明を切ってほしいです。（不要なCO2排出を規制）	<input type="checkbox"/>	入退室時の騒音や宿泊者不在時等の節電による不要な二酸化炭素排出抑制について、法第9条において、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項を説明しなければならないと規定されています。 また、条例第5条において、事業者の責務を規定し、関係部署が連携し当該義務の履行についての指導監督を徹底することで、住宅宿泊事業施設における適正な運営の確保に取り組んでまいります。
6	第5条 住宅宿泊事業者等の責務	玄関に標識掲示だと、外から見えないので「道路側にここは民泊である旨の標識」と「電話番号の表示」をしてほしいです。最近、私の家の隣が民泊になり、外国人の夜さわぐ音がうるさいのですが、申し出先が不明のため外国人民泊受け入れはやむを得ませんが、施設内に「注意書きイラスト付き」を作り、厳正に交付してほしいです。	<input type="checkbox"/>	標識については、法第13条において、標識を「公衆の見やすい場所」に掲示することや記載事項が規定されております。区としても、法令に基づき、事業者に適正な履行を促してまいります。 施設内注意書きについては、区では、施設内に掲示することを目的として騒音を注意喚起するステッカー等を作成し、事業者へ提供しております。 引き続き、法令に基づく事業の適正な運営の確保に努めるとともに、普及啓発を実施してまいります。
7	第5条 住宅宿泊事業者等の責務	第5条第3号について、「観光振興、商店街振興その他の施策」とあります、観光振興と商店街振興は、区の施策の一例として記載したにすぎません。 例示を省くと、「住宅宿泊事業者は、区が実施する施策に協力するよう努めなければならない。」となり、ごく一般的、当たり前なことを書いているだけです。第4条の記述より漠然とした内容です。 特定の施策への協力を求めるなら、はっきりと記述すべきです。 はっきり書けないので、何となく分かってもらおう的な記述は、条例として適當では無いので、第5条3は、削除すべきと考えます。	<input type="checkbox"/>	区の特定の施策を条例に規定していませんが、住宅宿泊事業が地域経済の発展に寄与するよう、住宅宿泊事業者等に協力を求めるものです。
8	第5条 住宅宿泊事業者等の責務 第6条 宿泊者の責務 条例全般	一部の外国人以外はマナーも良く、オーバーツーリズムにはなってない。その一助に民泊があるのは間違いない、規制対象とするには目的が違う。マナーが悪い行いにペナルティを課すべきで、滞在方法の民泊もホテルも分ける必要はない。	<input type="checkbox"/>	条例第5条及び第6条において、住宅宿泊事業者等と宿泊者の責務を規定し、当該義務の履行について、指導監督を徹底することで、周辺地域の生活環境の確保に努めてまいります。 また、規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があるため、周辺地域の生活環境の悪化を防止する本条例が必要であると考えております。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
9	第5条 住宅宿泊事業者等の責務 第7条 住宅宿泊事業の実施の制限 第8条 苦情等への対応 第9条 届出住宅の公表 第12条 違反者の公表 付則 条例全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○規制の射程と強度について <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設への営業制限を適用し、明確な期限と移行計画を示すべきです。 ・努力義務を「義務」に置き換え、違反時に命令・公表へ直結させる必要があります。 ・「悪影響」を具体的に定義し、判断基準を明確にしてください。 ○既存施設への適用について <ul style="list-style-type: none"> ・既存施設に段階的適用を行い、期日付きのスケジュールを明記してください。 ・例外は厳しく限定し、年次審査で更新制にするべきです。 ○苦情対応の実効性について <ul style="list-style-type: none"> ・苦情受信からの一次応答や現地到着の目安を数値化し、記録・保存を義務付けてください。 ・苦情記録の項目を標準化し、3年保存を実施してください。 ・反復違反の自動エスカレーションを明示してください。 ○営業制限の補強について <ul style="list-style-type: none"> ・商業地域の住居混在に対する細分化を検討し、年末年始の営業禁止を明記してください。 ○公表・透明性の拡充について <ul style="list-style-type: none"> ・管理者連絡先や苦情窓口を公表し、命令内容や改善策を明記してください。 ・半期ごとに苦情件数や改善率を公開し、AIを活用して行政負担を軽減してください。 ○執行力と即応体制の補強について <ul style="list-style-type: none"> ・24時間即応体制を義務化し、都の処分ルートへの接続を明記してください。 ○コミュニティの保護について <ul style="list-style-type: none"> ・既存のコミュニティを守るため、区民の静穏・安全・安心を中心に据えた規制の強化が必要です。 ・総じて、現行素案は既存施設に対して実効性が不足しており、具体的な基準や体制を整えることが求められます。区民の生活環境を守るために実効的な運用をお願い申し上げます。 	△	<p>努力義務を義務化することについては、法の趣旨を鑑みると、懸念される点もあるため、現時点では困難と考えております。</p> <p>条例第7条の実施制限は、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>年末年始を営業禁止にすべきというご意見があることは認識していますが、宿泊需要の観点から制限の対象外といたしました。</p> <p>苦情対応については、条例第8条において、事業者の苦情対応に関する義務を定め、記録の保管等について規定してまいります。</p> <p>なお、苦情記録の項目の標準化のご提案については、「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」等の改訂の際に、参考とさせていただき、苦情対応の実効性を高めてまいります。</p> <p>また、反復違反の自動エスカレーション等の導入は、違反事案ごとに慎重な検討が必要であるため、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
10	第5条 住宅宿泊事 業者等の責 務 第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 付則 条例全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> 条例は既存施設にも遡及適用できる項目の追加が必要です。近隣には外国籍オーナー経営の管理者不在型施設が複数あり、深夜の騒音や治安悪化に悩まされています。葛飾区は23区の中で規制が緩く、外国籍オーナー経営の民泊が無法地帯とされています。江東区、荒川区、千代田区、中央区、目黒区、台東区、豊島区などの厳しい規制を参考にしてください。 施設の事業廃棄物処分方法に関する項目の追加が必要です。民泊事業者には営業許可の条件として事業系廃棄物処理券を年間単位で購入する義務を課すべきです。隣接する民泊施設が大量の事業廃棄物を不法投棄しており、困っています。 家主同居型または管理者常駐型以外の営業禁止、無人チェックインや無人鍵の受け渡し禁止の項目の追加が必要です。管理者不在のため宿泊者の本人確認が行われず、身元不明の宿泊者が自由に出入りすることが近隣住民にとって脅威です。実際に不法侵入や迷惑行為が発生しており、警察に通報して対処しています。 	<input type="checkbox"/>	<p>既存施設への遡及適用については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、条例第7条以外の規定を適用し、事業者が法及び条例を遵守するよう指導を徹底してまいります。</p> <p>また、事業系廃棄物の処分方法については、他の法令で定められているため、本条例に規定することは考えておりませんが、住宅宿泊事業施設における廃棄物の適正な処理が実施できるよう、事業者に周知するとともに、違反者に対しては関係部署が連携して指導してまいります。</p> <p>なお、全ての施設に常駐を義務化すべきというご意見については、事業者の既得の権利、区の実情及び宿泊需要の観点から、商業地域や週末については、管理者不在型施設も事業を実施できるようにしました。</p>
11	第5条 住宅宿泊事 業者等の責 務 第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般	<p>近年、外国人宿泊者による騒音やごみ出しルール違反、深夜の迷惑行為が頻発しており、特に管理者が常駐しない施設では近隣住民が直接対応を迫られるケースが増えています。このため、生活環境の悪化と地域不安が深刻です。</p> <p>改善のためには、以下の制度強化が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ルール説明義務の明文化：事業者に対し、騒音やごみ出しなどの生活ルールを多言語で説明する義務を条例に明記すること。 違反行為への厳罰化：騒音や迷惑行為の通報に区が迅速に対応し、悪質な事業者には営業停止や登録取消などの厳罰を科すこと。 地域住民との合意形成：新規施設開設時には周辺住民への説明会を義務づけ、信頼関係を築く仕組みを導入すること。 常駐管理者の配置原則化：特に外国人宿泊者が多い施設には常駐管理者を配置し、緊急時の対応責任を明確にすること。 <p>区民の安心・安全な生活環境を守るために、実効性ある制度と厳格な運用が不可欠です。現場の声を反映し、誰も取り残さないまちづくりを進めていただきたいと願います。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>ルール説明義務の明文化については、法第9条において、住宅宿泊事業者は、外国人宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を外国語を用いて説明しなければならないと規定があり、区独自の規定の導入は、必要性を含め、慎重に検討してまいります。</p> <p>違反行為については、内容に応じて府内の関係部署や警察署等と連携し、法令に基づき、適切に対応してまいります。また、違反行為に対する業務停止命令等による厳罰については、法に規定があり、区独自の規定の導入は、必要性を含め慎重に検討してまいります。</p> <p>新規施設開設時の地域住民への説明については、「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に規定しており、引き続き、区としても、事業者に適正な履行を促してまいります。</p> <p>常駐管理者の配置を原則とすることは、生活環境の確保の観点から効果があると考えますが、法の趣旨を鑑みると懸念される点もあるため、今後慎重に検討させていただきます。</p>
12	第5条 住宅宿泊事 業者等の責 務 第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般	<p>他自治体の取り組みや、以下を検討していただきたいです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊島区：民泊運営期間を夏・冬期休暇に限定し、新設可能区域を区内半分に制限 北区：民泊事業可能な区域や期間を制限 新宿区：宿泊日数の報告義務違反には改善命令を出し、改善されない場合は業務停止 大阪市：事業者処分基準を明確化し、全施設の調査を実施 <p>宿泊者に日本でのマナーに関するしおりを配布し、騒音やごみの出し方、喫煙ルールなどを周知することを提案します。また、民泊運営者には宿泊日数の報告義務を徹底し、報告がない場合は改善命令や罰則を設けるべきです。さらに、宿泊者の人数制限を設け、大勢での宿泊による周辺住民への迷惑を防ぐことも必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>条例の検討においては、他自治体の制度も参考にさせていただいておりますが、その上で、区の住宅地としての土地利用の実態や苦情の実情を考慮しました。</p> <p>宿泊者のマナー向上については、法第9条において、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を説明しなければならないと規定されています。区としても、事業者に対し、宿泊者向けのマナー向上に関する普及啓発を引き続き実施してまいります。</p> <p>宿泊日数の報告義務、罰則及び宿泊者の人数制限については、法令に規定があり、区独自の規定の導入は、必要性を含め慎重に検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
13	第5条 住宅宿泊事業者等の責務 その他	<p>○私道での民泊営業禁止 路地裏の住宅での民泊営業は認めないでほしい。利用者の出入りが不規則で、特に深夜や早朝の騒音が高齢者や病人に影響を及ぼし、憲法第25条の生存権に抵触する恐れがある。</p> <p>○生活習慣の違い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出し 利用者のごみが散乱し、住民が片付ける羽目になる。言葉の壁もあり、注意が難しい。 ・洗濯機の使用 利用者が時刻に関係なく洗濯機を使用し、騒音が発生。洗濯物の管理も住民が負担する。 ・喫煙のマナー 路上喫煙やポイ捨てが多く、住民が清掃を強いられる。 <p>○不審な行動 利用者が周辺住宅を撮影するなど、不安を感じる行動が見られる。</p> <p>○まとめ 現在の民泊営業は住民に負担を強いており、共生とは言えない。民泊業者には事前説明や迷惑行為の是正を求め、違反があれば営業停止や届け出の取り消しを行う条例を制定してほしい。住民の安全と平穏な生活を守るため、私道に面する住宅での民泊営業を禁止するべきです。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>私道での民泊営業禁止のご要望は、法で、住宅において住宅宿泊事業を実施することを届け出ることが定められており、接道の種類によって実施を制限することは、法の制度上困難と考えております。</p> <p>「葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例」により、区内全域で歩きたばこ及びポイ捨てを禁止しています。条例の趣旨について事業者への周知に努めてまいります。</p> <p>また、条例第5条において、事業者の責務を規定し、当該義務の履行について、関係部署が連携し、指導監督を徹底することで住宅宿泊事業施設における適正な運営の確保に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、私道沿いや路地裏にある施設については、近隣への配慮が特に必要と考えられるため、「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」において、事前に近隣の理解を得るように促す予定です。</p> <p>違反者に対する営業停止等については、法に規定があり、区独自の規定の導入は、必要性を含め慎重に検討してまいります。</p>
14	第6条 宿泊者の責務	「届出住宅の周辺住民」とありますが、在勤、在学者も含めると、第5条第1項と同じ「周辺地域」に合わせた方が良いのではないかでしょうか。	<input checked="" type="checkbox"/>	ご意見の趣旨を踏まえ、「周辺住民」を「周辺地域」と規定します。
15	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限	<p>「商業地域を除く区全域」を対象とした営業日数制限は過度な規制であり、都市計画法第8条第1項に基づく用途地域の本来の趣旨に照らしても不適切です。</p> <p>法第11条第1項第2号に基づく条例による制限は、生活環境保全を必要とする「住居専用地域」に限定すべきであり、住居地域・準工業地域等は制限対象から外すことが妥当です。</p> <p>よって、第7条を「住居専用地域においては」と修正し、必要最小限の規制とするよう求めます。</p>	<input type="checkbox"/>	事業の実施を制限する区域を「商業地域を除く全域」とすることは、過度な規制であるというご意見があることは認識しておりますが、住宅地としての土地利用の実態や、苦情の実情を踏まえ、生活環境の悪化を防止するため、法第18条に基づき、条例で事業の実施を制限する区域は、商業地域を除く区の全域とすることとしました。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
16	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限	<p>葛飾区規則に関して、実効性のある性能基準（例：通報から30分以内の現地対応開始）を満たす施設に限り、住居専用地域と文教地区以外で平日制限を適用除外することを明記してほしいです。これにより、住宅宿泊事業法の年間180日上限内で地域に即した運用が可能になります。</p> <p>駆け付けを担う主体は、地域活動に貢献する事業者や駆け付け保証を持つ警備会社との契約を想定しています。また、基準不適合や虚偽申告が確認された場合の適用除外停止などの措置も明記することを提案します。</p> <p>理由は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰規制の回避 <p>一律の規制は適法・高品質運営を妨げ、雇用や需要に悪影響を及ぼします。性能基準は問題施設の抑止と良質運営の維持を両立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執行資源の最適化 <p>適合施設を対象にすることで、行政の監視資源を高リスク施設に集中できます。</p> <p>以上、「商業地域以外の平日制限」から「性能基準による選別」への転換をご検討ください。地域生活環境の保全と適法・健全な民泊運営の両立を期待しています。</p>	□	<p>通報から30分以内の対応等については、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルの抑制に一定の効果はあると考えます。しかしながら、現在、「ICT機器」や「駆けつけ」による管理が行われているものの、周辺地域の生活環境が悪化し、苦情が増加しています。したがって、実施制限の適用除外要件は、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために、「管理者の常駐」が必要と考えております。</p> <p>違反があった場合の条例第7条の実施制限の適用除外の解除については、違反に対する抑止力となり得ると思われますので、今後の状況に応じて慎重に検討させていただきます。</p>
17	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限	制限区域内の全ての地域において民泊を制限（不使用）とするべきである。	□	制限地域で民泊を不使用にすることは、生活環境の悪化に対し、一定の効果があると思われますが、区としては、宿泊需要や事業の運営体制等を考慮し、条例第7条の規定といたしました。
18	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限	「休日の正午から翌日の正午まで」とありますが、土曜日の正午から月曜日の正午まで事業実施が可能であることと整合をとると、「休日の前日の正午から翌日の正午まで」として良いのではないでしょうか。素案のとおりだと、国民の祝日である休日の午前中は、チェックインできないことになります。	□	制限期間は、多くの方が就業及び学業に要する期間に、生活環境の悪化を防止するため、月曜日の正午から土曜日の正午までの期間としました。
19	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限	<p>民泊の情報を見ると、葛飾区は上乗せの条例がないため穴場だとか書いてありました。</p> <p>23区では一番緩いそうで、やりたい放題ってことですよね。このままだと治安が本当に心配です。</p> <p>近所は住宅街だったのにその中の一軒家が民泊を始めました、大きなキャリーケースの外国人がいっぱい入れ替わり入ってきて本当に心配で怖いです。</p> <p>とりあえず週末だけ運営にでももらえるだけでも進歩だと思います。</p> <p>どんどん進めて厳しくしてほしいです、葛飾区の価値の低下を防止してください。</p>	△	<p>実施制限については、区としても、重要な規定と考えています。</p> <p>一方で、規制をさらに強めることについては、法の趣旨を鑑みると懸念される点もあるため、今後の状況を踏まえ、必要性について検討させていただきます。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
20	<p>第7条 住宅宿泊事業の実施の制限</p> <p>第8条 苦情等への対応</p> <p>第9条 届出住宅の公表</p> <p>付則</p> <p>条例全般</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第7条について、商業地域でも住宅が多いエリアがあるため、全域に制限をかけるか、商業地域内での制限を設けるべきです。 ・第8条の苦情対応については、30分以内の対応基準を明確にするため、具体的な距離を条例に記載すべきです。 ・第9条の届出住宅の公表について、全ての事業者の情報を記載し、地域ごとに並び替えた閲覧しやすい表を作成してほしいです。 ・法16条の業務停止命令について、葛飾区長が業務停止命令を出すことは可能か。不可能ならば条例で業務停止命令を記載するべきではないか。また、届出内容を偽った場合や、近隣へ著しい迷惑をかけた事業者に対しては、事業者の公開と事業の取り消し命令をして、一定期間、葛飾区内での事業を認めないような罰則を加えるべきではないか。 ・法17条に記載の立ち入り権限は区職員にもあるのでしょうか。ない場合は条例において区職員に立ち入り検査の権限を与えるべきではないか。 ・付則について、現行の届出住宅に第7条を適用しないのは駆け込み需要を招くため、施行後直ちに適用すべきです。 ・届出住宅の構造・設備の要件を条例に記載し、届出準備の際に、建築物自体の健全性の確認や、建物の記載事項の取得・提出等を義務付けるべきではないか。また、消防用設備等の確認の為、消防への協議を義務付け条例に記載するべきではないか。 ・規則として、標識の掲示を公衆から見える場所に義務付け、地元への説明会やチラシ配布範囲を拡大してほしいです。周辺区での規制強化に伴い、葛飾区も強い規制を希望します。すべての項目を義務化し、優良事業者を表彰する制度も必要です。 ・規制強化に伴う違法民泊の増加を防ぐため、パトロール強化や情報提供窓口の設置が求められます。生活衛生課の業務量増加に対しては、葛飾区が人員増強を行うべきです。 	△	<p>制限区域を区内全域とすることは、区内の生活環境の悪化に対し、効果が得られると思われますが、区としては、商業地域については、地域の特性や宿泊需要を考慮し、管理者不在型施設も月曜日の正午から土曜日の正午まで事業を実施できるようにしました。</p> <p>30分以内の苦情対応基準の明確化については、法の趣旨を鑑みると懸念される点もあるため、今後の状況を踏まえ、必要性について検討させていただきます。</p> <p>届出住宅の公表については、廃止された施設を除き、全ての届出住宅の情報を公表いたします。ご意見のとおり、一覧表の並び順については、現在の届出日順ではなく、地域順にすることを予定しており、利用される方の利便性の向上を図ってまいります。</p> <p>法第16条及び第17条において、都道府県知事が行うこととされている事務については、葛飾区の区域内では、葛飾区長が代わって処理することとなっています。</p> <p>虚偽の届出をした者に対しての罰則や業務改善命令に応じない場合における業務停止命令等については、法に規定があり、区独自の規定の導入は、必要性を含め慎重に検討してまいります。</p> <p>条例の施行前に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした事業者に対する第7条の適用は、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>住宅宿泊事業法は住宅で宿泊事業を実施することを届け出るものとした制度です。建物の健全性や消防設備の設置については、建築基準法令及び消防法令において確認されるものと認識しております。なお、区は「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」において、事業者による消防署への事前相談を規定しており、引き続き、関係部署が連携し、施設における適正な運営の確保に取り組んでまいります。</p> <p>標識の掲示については、法第13条において、標識を「公衆の見やすい場所」に掲示することが規定されています。区としては、標識の適切な掲示を事業者へ周知するとともに、現地確認を行い、履行確認を徹底してまいります。また、事業者による近隣住民への事業内容の周知については、「葛飾区における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」にて、対象範囲を敷地から10mとしておりますが、20mに拡大することを予定しております。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
21	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 付則 条例全般	<p>○総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法、問題民泊への執行強化を優先し、適法民泊への一律規制強化は避けるべきです。 ・既存の適法物件に対する新たな規制の遡及適用は行わないでください。 ・デジタル技術を活用した柔軟な制度設計を求めます。 ・規制はエビデンスに基づき、具体的なデータを示して検討してください。 ・多様なステークホルダーの意見を反映する検討体制を整備してください。 <p>○各論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者の常駐義務について、ICTを活用した遠隔管理の例外規定を設けるべきです。 ・住宅宿泊事業の制限区域について、十分な根拠を示し再検討をお願いします。 ・既存適法施設への第7条の規制免除措置を明確化し、営業の自由を保障してください。 ・多様なステークホルダーが参加する検討プロセスを整備してください。パブリックコメントを実施するという手法では、十分かつ適切な意見の反映や公平性を持った条例制定が困難であると考えられます。 <p>○まとめ</p> <p>私たちは、規制強化に一方的に反対しているのではなく、行政と事業者が協力し、持続可能な問題解決を目指す未来志向の制度設計を提案します。</p>	□	<p>条例第7条の遡及適用に対する反対のご意見があることについては認識していますが、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>実施制限の適用除外要件として、ICTを活用した遠隔管理等の運営体制を設けるべきというご意見について、現在、「ICT機器」や「駆けつけ」による管理が行われているものの、周辺地域の生活環境が悪化し、苦情が増加しています。したがって、実施制限の適用除外要件は、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために、「管理者の常駐」が必要と考えております。</p> <p>条例の検討にあたっては、多様なステークホルダーの意見を反映することが重要であると認識しております。区では、民泊施設の急増に伴い、周辺地域の生活環境の悪化が課題となっていることを踏まえ、庁内の関係部署との検討会で地域の実情を分析した上で方針を検討し、本条例を作成しました。その後、議会に諮り、関係機関との意見交換やパブリックコメントを実施しております。検討プロセスを通じていただいた多数のご意見については、旅館業施設の適正な運営に向けて施策の参考とさせていただくとともに、引き続き皆様のご意見を大切にしながら、より良い制度設計を目指してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
22	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 付則 条例全般 その他	<p>○意見内容 条例の目的である「地域の安心・安全の確保」には賛同いたします。しかし、現行素案では住宅宿泊事業（民泊）の運営が実質的に不可能となり、投資者・事業者、さらには地域経済全体に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。このままでは民泊事業が衰退し、地域経済の活力や観光振興、空き家活用といった重要な機会を失う懸念が大きいと考えます。合法的に投資・準備を進めてきた事業者には多大な経済的損失が発生し、今後の区内への投資意欲を損なうことにもつながります。</p> <p>また、民泊事業は外国人観光客の増加に伴い、地域の飲食店・商店街・交通などへの経済波及効果を生み出す重要な産業であり、固定資産税や宿泊税を通じて区の財政にも貢献しています。本条例が現行の形で適用されれば、事業縮小や撤退が相次ぎ、結果として地域経済の停滞、空き家の増加、税収減少を招くなど、区にとっても長期的な不利益をもたらす可能性があります。</p> <p>区内の空き家活用、観光振興、税収確保など、区全体の発展に資する形で民泊事業を位置づけてください。過度な規制ではなく、適正運営を支援する仕組みを中心に再検討をお願いいたします。</p> <p>○提案内容 「安心・安全」を確保しつつ、住民との共存を図る現実的で持続可能な制度設計への再考を強く求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制限区域の設定を緩和し、住居専用地域のみに限定する運用としてください（他区ではこの形が一般的です）。 ・営業日数の制限は、立地条件や管理体制に応じて柔軟に運用できるようしてください。 ・既存の住宅宿泊事業者（条例施行前に許可・届出済の物件）は、条例の適用除外としてください。 ・管理者常駐、通報体制、ルール遵守確認など、適正な運営体制を整えた事業者が継続可能となるよう、柔軟な制度設計を求める。 	□	<p>事業の実施を制限する区域を「商業地域を除く全域」とすることは、過度な規制であるというご意見があることは認識しておりますが、住宅地としての土地利用の実態や、用途地域に関わらず発生している苦情の実情を踏まえ、生活環境の悪化を防止するため、法第18条に基づき、条例で事業の実施を制限する区域は、「商業地域を除く区の全域」とすることとしました。</p> <p>また、制限期間について、多くの方が就業及び学業に要する期間に、生活環境の悪化を防止するため、月曜日の正午から土曜日の正午までの期間としました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p> <p>既存事業者を条例の適用除外とすべきとのご意見については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>適正な運営体制を整えた事業者が継続可能となるような柔軟な制度設計等についてのご提案については、今後の状況を踏まえ、必要性について検討させていただきます。</p> <p>なお、地域経済や観光振興への影響に関する懸念については、宿泊者の地域小売店等の利用促進や空き家の有効活用等、今後関係部署が連携し取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
23	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般	<p>そもそも民泊を規制したところで、少子高齢化が進むこの日本において今後も観光客のみならず外国人を受け入れて行かざるを得ない現状、文化の違いによる大なり小なりの食い違いは生じるものだと思いますし、民泊に限らず一般の賃貸契約においても起きうる問題とも言えます。</p> <p>一律に民泊を制限するのではなく、事業者の努力や地域との協調を評価する制度設計が望ましい姿であると思いますし、「民泊」という言葉の一括りによって、全ての区内業者へ規制の網をかけることによって、地場の第3次産業の発展が失速してしまうことを懸念しております。もちろん、条例違反などの業者は行政指導なり処分を行うことに異論はございませんが、何ら落ち度のない、地域経渉の発展に貢献してきた、ないし今後も出来る限りの努力を進めて行こうと考えている真面目な業者に対しても常駐必須（人件費が合わず事業が成り立ちません）、それ以外は平日運営禁止といった、あまりにも現場の実情と乖離しており、拙速な措置に対しては、再考の余地があると思います。</p> <p>以下の提案をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「優良事業者認定」制度：苦情件数ゼロの事業者を規制対象外とする制度。 ・「民泊24時間ホットライン」制度：常駐要件の代替として、24時間の苦情対応体制を義務化する制度。 ・「段階的規制」制度：エリアや規模ごとに段階を設け、悪質な業者から優先的に規制を強化する仕組み。 <p>健全な事業者を優遇し、問題のある業者には厳しい措置を適用することで、地域経済の活性化と規制のバランスを取ることができると考えています。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>事業の実施制限やその適用除外要件を管理者の常駐とすることについて、過度な規制であるというご意見があることは認識しておりますが、土地の利用状況や、日々区へ寄せられる苦情の内容等の実情も踏まえ、生活環境の悪化を防止するため、法第18条に基づき、商業地域を除く区の全域で月曜日の正午から土曜日の正午までの事業の実施を制限する必要があると考えております。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために、管理者が常駐している場合は、適用を除外することいたしました。</p> <p>なお、既存施設に関しましては、条例第7条の規定は当分の間適用しない予定です。</p> <p>優良事業者認定制度の導入等のご提案については、今後の状況を踏まえ、必要性について検討させていただきます。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
24	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限 条例全般	<ul style="list-style-type: none"> 事業存続の危機 条例案第7条では、商業地域を除く区全域で月曜日の正午から土曜日の正午まで住宅宿泊事業が禁止され、年間125日程度の営業に制限されます。この制限により、事業者は参入や拡張を断念せざるを得ません。また、既存施設に対しては、条例案付則により第7条を当面の間適用しないとされていますが、将来的に貴区内の一部の住民の声に押され、適用するということになれば、貴区内のほとんどの既存住宅宿泊事業は廃業に追い込まれると考えられます。将来的には既存の住宅宿泊事業も廃業に追い込まれる可能性があります。この条例案は、観光需要に対応する住宅宿泊事業法の目的を無視しています。 闇民泊増加のリスク 適法な事業者が減少すれば、無許可の闇民泊が増加する恐れがあります。これは、反社会的勢力の関与や地域の環境悪化を招くリスクを高め、条例案の目的である生活環境への悪影響防止とは逆の結果をもたらします。 住宅宿泊事業の常駐規制について 宿泊施設に管理体制を求める条例の制定は理解できますが、画一的な管理人常駐義務は現状の事業形態に合致していません。近年の宿泊施設では、管理者の常駐が困難であり、ICTやAIを活用した管理体制が進んでいます。したがって、日数や曜日制限ではなく、適切な管理体制を持つ事業者に対して柔軟な規制を設けるべきです。 具体的には、以下の条件を満たす事業者には日数制限を課さないようすべきです。 <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に迅速な対応が可能な体制 ICTを活用した高度な遠隔管理システム 適正と認める専門事業者への管理委託 	□	<p>事業の実施を制限する区域を「商業地域を除く全域」とすることは、過度な規制であるというご意見があることは認識しておりますが、住宅地としての土地利用の実態や、苦情内容の実情を踏まえ、生活環境の悪化を防止するため、法第18条に基づき、条例で事業の実施を制限する区域は、商業地域を除く区の全域とすることとしました。</p> <p>また、条例第7条の遡及適用については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>無届民泊への対応については、予約サイトの監視や現場調査等を通じて適切に対処してまいります。</p> <p>日数や曜日制限ではなく、適切な管理体制を持つ事業者に対して柔軟な規制をすることについては、現在、「ICT機器」や「駆けつけ」による管理が行われているものの、周辺地域の生活環境が悪化し、苦情が増加しています。したがって、実施制限の適用除外要件は、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために、「管理者の常駐」が必要と考えております。</p>
25	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限 条例全般	<p>葛飾区で民泊新法と旅館業を運営していますが、近隣住民への配慮をしながら運営しています。今回の条例改正について、戸建て住民から騒音やごみのマナー違反の声を聞きましたが、問題解決のための事業者から宿泊者への指導が行われているのでしょうか。騒音によるクレームには罰金などのルールが設けられているのか疑問です。</p> <p>また、住宅宿泊事業が施行され遵法の上で戸建を民泊目的で購入した事業者にとって、初期段階から含み損を抱え、破産リスクも現実的です。急な「実質遡及」ともいえる改正や、工業地域等での営業日数制限は、葛飾区の宿泊事業への信頼を損ないます。問題の本質に向き合わず、簡単な法令改正で対応することは、悪質な事業者を増やすだけです。懸命な判断を強く願います。</p>	□	<p>問題解決のための事業者から宿泊者への指導については、法第9条において、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項を説明しなければならないと規定されています。区としては、当該義務の履行についての指導監督を徹底してまいります。</p> <p>条例の実施制限が区の信頼を損なうというご意見については、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
26	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般	<p>商業地域でも住宅地域同様に、民泊利用の曜日制限を設けるべきです。商業地域の区民も民泊に困っており、条例で除外されるのは不適切です。また、年末年始の利用制限も必要です。多くの人がリラックスしたい時期に民泊に悩まされるのは問題です。</p> <p>私の住むアパートでも民泊が始まりましたが、事前説明がなく、騒音の相談をしても管理会社は「自分で言いに行ってください」としか言いません。ルールを守らない民泊管理者や利用者が多く、区民の生活を守るために厳しい規制が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>制限区域を区内全域とすることは、区内の生活環境の悪化に対し、効果が得られると思われますが、区としては、商業地域については、地域の特性や宿泊需要を考慮し、管理者不在型施設も月曜日の正午から土曜日の正午まで事業を実施できるようにしました。</p> <p>また、年末年始の実施制限については、宿泊需要の観点から規制の対象外といたしました。</p>
27	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家主不在型住宅宿泊事業への過度な制限について 本条例案の第7条では、商業地域を除く区の全域での住宅宿泊事業を制限しています。この内容は、家主不在型の事業者にとって非常に厳しい制約であり、実質的に参入を困難にします。自宅を活用する家主滞在型の運営は可能でも、賃貸物件や別所有物件を利用する家主不在型の事業者には大きな障壁となります。 ・苦情への対応と規制の方向性について 家主不在型に対する厳しい規制の背景には苦情があると思われますが、具体的な情報が公表されておらず、判断の根拠が不明確です。苦情の発生状況に応じて規制の強度を見直すべきです。また、既存事業者には本条例が適用されない点は公平性を欠き、苦情の原因が既存の家主不在型施設にある場合は、適切な指導が必要です。まずは問題のある事業者への指導・是正を優先し、運営の質の改善に重点を置くことを望みます。 ・事業実施地域の範囲について 条例案では家主不在型の事業が商業地域のみに限定されていますが、商業地域は限られた範囲にとどまります。政府の訪日外国人旅行者増加目標を達成するためには、宿泊施設数を増やす必要があり、家主不在型の民泊も重要な役割を担います。近隣商業地域や工業地域などでも、一定の条件のもとで住宅宿泊事業を認めることを検討していただきたいです。 ・おわりに 条例策定にあたり、多くのご意見を取りまとめるご苦労があるかと思いますが、過度な制限は地域経済や観光振興の妨げになります。地域の実情に即し、真摯に事業を行う家主不在型の事業者が健全に運営できる仕組みづくりをご検討いただきたく存じます。 	<input type="checkbox"/>	<p>事業の実施を制限する区域を「商業地域を除く全域」とすることは、過度な規制であるというご意見があることは認識しておりますが、住宅地としての土地利用の実態や、苦情内容の実情を踏まえ、生活環境の悪化を防止するため、法第18条に基づき、条例で事業の実施を制限する区域は、商業地域を除く区の全域とすることとしました。</p> <p>全ての事業者に一律に制限を課すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があり、周辺地域の生活環境の悪化を防止するため、本条例が必要であると考えます。</p> <p>なお、問題のある事業者への指導・是正を優先すべきとのご意見について、現在においても法に基づく指導は行っておりますが、生活環境の悪化が著しいため、悪化を未然に防止する必要があると考え、本条例を作成しております。</p> <p>既存施設に対する条例第7条の実施制限については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>条例施行後は、不適切な運営をする住宅宿泊事業者に対して、法と合わせ厳格な対処をしてまいります。</p> <p>また、区内宿泊施設と連携し、宿泊施設利用者の飲食や買い物等の周遊消費につなげていく取り組みについても検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
28	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な規制強化による脱法的事業者の増加リスク 過度な規制は適法事業者を撤退させ、悪質事業者を増加させる恐れがあります。規制強化が適法事業者を追い出し、悪質事業者が闇で営業を続ける結果を招くことを理解してください。 ・規制強化の前に執行強化を まずは悪質事業者への取り締まりを強化し、業務改善命令や業務停止命令を実施すべきです。違法事業者に対する処分が適切に行われなければ、規制強化は無意味です。これまでの、業務改善命令や立入検査等の実施件数を示してください。 ・地域経済への影響 民泊事業は地域経済に貢献しており、過度な規制は既存経済圏に損失をもたらす恐れがあります。 ・地域制限・日数制限導入について 平日の営業制限については、論理的根拠を示し、合理的な範囲での設定を再検証してください。既存事業者への新たな規制の遡及適用は訴訟リスクが高い点にも留意してください。 ・施設内への常駐義務について 常駐義務の導入は国の規制改革の流れに逆行しています。デジタル技術を活用した業務対応を認める制度設計を求めます。 ・ステークホルダーの議論への参加 多様なステークホルダーの意見聴取の機会を設け、バランスの取れた議論を行うことを求めます。行政と仲介事業者の定期的な意見交換の場も提案します。 	□	<p>過度な規制強化が適法事業者を撤退させ、悪質事業者を増加させる恐れがあるとのご指摘は認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。なお、無届施設への対応については、予約サイトの監視や現場調査等を通じて適切に対処してまいります。</p> <p>規制強化の前に執行強化をすることについて、現在においても法に基づく指導は行っておりますが、生活環境の悪化が著しいため、悪化を未然に防止する必要があると考え、本条例を作成しております。条例施行後は、不適切な運営をする住宅宿泊事業者に対して、法と合わせ厳格な対処をしてまいります。</p> <p>条例第7条の制限期間については、多くの方が就業及び学業に要する期間に、生活環境の悪化を防止するため、月曜日の正午から土曜日の正午までの期間としました。一方、週末や年末年始は宿泊需要の観点から、対象外としました。現在、「ICT機器」や「駆けつけ」による管理が行われているものの、周辺地域の生活環境が悪化し、苦情が増加しています。したがって、実施制限の適用除外要件は、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために、「管理者の常駐」が必要と考えております。なお、既存施設への遡及適用については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、条例第7条以外の規定を適用し、事業者が法及び条例を遵守するよう指導を徹底してまいります。</p> <p>条例の検討にあたっては、多様なステークホルダーの意見を反映することが重要であると認識しております。区では、民泊施設の急増に伴い、周辺地域の生活環境の悪化が課題となっていることを踏まえ、庁内の関係部署との検討会で地域の実情を分析した上で方針を検討し、本条例を作成しました。その後、議会に諮り、関係機関との意見交換やパブリックコメントを実施しております。検討プロセスを通じていただいた多数のご意見については、旅館業施設の適正な運営に向けて施策の参考とさせていただくとともに、引き続き皆様のご意見を大切にしながら、より良い制度設計を目指してまいります。</p> <p>また、区内宿泊施設と連携し、宿泊施設利用者の飲食や買い物等の周遊消費につなげていく取り組みについても検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
29	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 条例全般 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・多様なライフスタイル・価値観の尊重 ホームシェアリングは、貸し手・ゲスト・地域住民との新たな交流や経済循環を生み出す重要なビジネスモデルです。過度な規制は地域の成長や個人の活躍を阻害するため、地域社会の多様性が尊重されることを希望します。 ・共感・信頼・共創を促進する制度設計 住民・事業者・行政が信頼を築き、共創する視点を重視してください。事業実施区域と期間の制限は、地域と共に成長を目指す事業者を排除し、違法事業者を助長するリスクがあります。透明性の高い運営を促し、地域全体が民泊を受け入れる環境を整備していただきたいです。 ・イノベーションとデジタル技術活用の促進 デジタル技術の活用により、迷惑行為の防止や安全な運営が可能になります。常駐義務化はデジタル化の流れに逆行し、優良事業者の参入障壁となるため、柔軟でイノベーション推進型の制度運用を求めます。 ・持続可能な地域社会への貢献 民泊事業は地域を支える拠点となり得ます。成功事例を参考に、地域住民と事業者の対話を促し、持続可能な形で地域社会と民泊事業が共存できる制度設計をお願いいたします。 ・継続的な対話の促進 地域住民や事業者の声を幅広く聞くため、継続的な対話の機会を設けることを強く要望します。定期的な意見交換会を通じて、現場の課題や解決事例を共有し、地域と共生できる民泊の実現に寄与できる体制を構築してください。 	□	<p>過度な規制は地域の成長や個人の活躍を阻害するというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとした。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p> <p>デジタル技術の活用による運営等については、近隣トラブルの抑制に一定の効果を持つことは認識しております。しかしながら、区では、条例第7条で実施制限を規定し、その適用を除外することの要件として、近隣トラブルを未然に防ぐために、「管理者の常駐」が必要と考えております。</p> <p>また、地域住民や事業者の声を幅広く聞くため、継続的な対話の機会を設けることについては重要であると考えておりますので、今後の参考とさせていただきます。引き続き皆様のご意見を大切にしながら、より良い制度設計を目指してまいります。</p>
30	第7条 住宅宿泊事 業の実施の 制限 その他	<p>家主在住型の運営者として、違反事業者に対する指導強化や公表は評価しますが、「第7条」の営業期間制限については再考を強く求めます。この規制は一部の不適切事例への対処として画一的であり、家主在住型の健全な事業にも悪影響を及ぼす「過剰規制」と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの違い 家主在住型は常駐しており、宿泊客とのコミュニケーションを通じて問題を直接管理できます。一律の厳しい制限は実態に即していません。 ・事業の阻害と機会損失 月曜正午から土曜正午までの禁止は、平日の事業機会を閉ざし、優良事業者の撤退や無許可営業の増加を招く恐れがあります。 ・問題の本質と行政の役割 近隣トラブルの根底には文化や生活習慣の違いによる誤解があると考えます。行政は事業者だけでなく、地域全体を対象に文化の多様性や共生に関する啓発活動を推進し、民泊の経済的・社会的利点を広く周知し、区民の正しい理解を促進してください。 	△	<p>違反事業者に対する指導強化や公表については、区としても、重要な規定と考えています。</p> <p>実施制限は過度であるというご意見があることは認識しておりますが、商業地域を除く区の全域で、多くの方が就業及び学業に要する期間に、生活環境の悪化を防止するため、月曜日の正午から土曜日の正午までの期間とした。一方で、いわゆる家主居住型には、条例第7条は適用されないほか、管理者が常駐する場合等においても、ただし書きにより適用の除外となります。</p> <p>また、民泊がもたらす経済効果等の情報発信や多文化共生に関する啓発についても、必要に応じて関係部署が連携し取り組んでまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
31	第7条 住宅宿泊事業の実施の制限 その他	<p>民泊事業者として、営業日を土日限定とする方針に強く反対し、再考を求める。</p> <p>○地域経済への影響 営業日が制限されることで、多くの民泊事業者が廃業に追い込まれ、地域の飲食店や小売店にも深刻な影響が及ぶことを懸念します。</p> <p>○民泊の文化的・社会的価値 騒音やごみ出しの問題は一部の不適切な事例に起因しており、大多数の旅行者は地域のルールを守っています。民泊は地域社会との交流を促進し、経済的・文化的な活気をもたらしています。</p> <p>○地域課題解決への貢献 民泊は空き家の有効活用や交流人口の増加に寄与し、地域の課題解決に役立つ存在です。安易な営業規制に頼るべきではありません。また、近隣からの苦情の一部には、民泊とは直接関係のない事象が「民泊の問題」として誤解されているケースも散見されます。騒音やごみ出しマナーは、民泊の有無にかかわらず地域社会全体で取り組むべき課題です。</p> <p>○建設的な解決策の提案 ・事業者側の実情を十分にヒアリングし、飲食店等を含めた関連事業者とも意見交換を行う場を設けてください。 ・民泊事業者のみに責任を帰するのではなく、地域住民、旅行者を含めたすべての人々に対し、正しいごみ出しルールや共生のためのマナーに関する啓発活動を区が主導して推進してください。 ・一部の苦情のみを過度に強調するのではなく、民泊がもたらす経済効果や文化交流といったポジティブな側面について、区の広報誌やウェブサイト等を通じて積極的に情報を発信してください。 私たちは葛飾区の発展を願っており、地域の実情に即した賢明な判断をお願い申し上げます。</p>	□	<p>実施制限は過度であるというご意見があることは認識しておりますが、商業地域を除く区の全域で、多くの方が就業及び学業に要する期間に、生活環境の悪化を防止するため、月曜日の正午から土曜日の正午までの期間としました。</p> <p>なお、宿泊者の地域小売店等の利用促進や空き家の有効活用、騒音やごみ出しマナー等の地域社会全体での課題や住宅宿泊事業がもたらす経済効果等に関する情報発信につきましては、今後関係部署が連携し取り組んでまいります。</p>
32	第8条 苦情等への対応	第8条 3 「その記録の日から3年間」とありますが、起算日は、苦情等を受けた日とか対応・処理を行った日とか、対外的に確認した日の方が良いと思います。	□	本規定は、記録文書の保存年限を定めるものであるため、その記録の作成日を起算日とすることといたしました。なお、記録については速やかに作成するよう、事業者に周知してまいります。
33	第9条 届出住宅の公表 その他	<p>葛飾区で民泊を行う際、事業承認番号を玄関ドアなどに掲示し、周囲の住人が確認できるようにするべきです。また、葛飾区のホームページに承認番号と責任者の連絡先を掲載することで、違法な民泊を通報しやすくなります。</p> <p>さらに、防犯の観点から町会への加入を義務付け、町内の民泊の数を把握できるようにしてほしい。</p>	△	<p>受理番号等を表示した標識については、法第13条において、「公衆の見やすい場所」に掲示することが規定されております。区としては、事業者に対して、標識の適切な掲示を周知し、現地確認を行い、履行確認を徹底してまいります。</p> <p>また、葛飾区のホームページに事業者情報を掲載することについては、個人情報保護の範囲内で行います。</p> <p>防犯の観点からの町会への加入義務化については、条例においての義務付けは困難と認識しておりますが、町会との連携については、今後関係部署と検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
34	付則	<p>今年民泊賃貸用に老後の資金をフルベッドして物件を購入して、いまは民泊運営会社に貸しております。</p> <p>民泊で貸すために、思い切って購入したので、民泊として貸し出せないと採算がとれず、老後破綻する可能性があります。</p> <p>会社を辞めて民泊を始めた知人もおります。</p> <p>既存の施設には当分の間は施行しないとの事、せめて30年は民泊運営させていただけないと困りますので、宜しくお願ひ致します。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>既存施設に対し遡及適用を今後もしないでほしいというご意見があることは認識していますが、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p>
35	付則 条例全般	<p>自宅に隣接して最大10名収容の民泊が2件営業しており、深夜の騒音やごみの放置について再三行政に苦情を申し出ています。管理者や管理会社と連絡が取れないことも多く、警察に通報する事態も発生しています。近隣では同規模の宿泊施設の新設計画が複数あるため、生活環境の悪化を懸念しています。</p> <p>条例の策定方針に大いに安堵しており、速やかな施行と既存施設への適用を強く要望します。また、違反が認められる事業者には厳正な指導と、改善が見られない場合の許可（登録）取消しなどの厳格な措置を検討してください。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>区としても、周辺地域の生活環境の悪化を防止するために、条例制定が必要と考えております。</p> <p>条例の速やかな施行については、事業を検討している方に対して、周知期間が必要であると考えているため、公布後直ちに適用することは困難と考えております。一方、既存施設への適用については、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>また、厳格な措置等については、不適切な運営をする住宅宿泊事業者に対して、法や条例に基づき、適正に対処をしてまいります。</p>
36	条例全般	<p>民泊はほとんどが投資目的で、外国人旅行者との交流を目的としたホームステイ型は極少数です。このため、地域住民の安心や安全は無視され、遠隔地に住むオーナーは現地の状況に無関心で、クレームにも対応しません。行政は実害が出てからしか動かず、法整備も遅れているため、既存施設周辺の住民は泣き寝入りするしかありません。このような、民泊オーナーだけが利益を得て近隣住民の生活が全く守られないような仕組みは、早急に廃止るべきですし、既存の業者も撤退いただきたく存じます。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>法で定められている制度を、区が廃止することは困難と考えておりますが、本条例を制定し、法と合わせ適切に運用していくことで、周辺地域の良好な生活環境を確保してまいります。</p>
37	条例全般	<p>違法民泊が撤廃されれば、宿泊料金が底上げされるので、清掃料金も上がると思う。治安も良くなる。規制強化が全て悪い方向に働くと思わない。</p>	<input checked="" type="radio"/>	<p>区としては、周辺地域の生活環境の悪化を防止するために、必要な条例と考えております。</p>
38	条例全般	<p>規制強化がどの程度かは不明ですが、民泊の数が減ることは街の活気や活性化に悪影響を与えるため、強化すべきではないと思います。特に墨田区や葛飾区は観光地へのアクセスが良いため、規制強化ではなく活性化策を検討すべきです。また、清掃数が減ることは清掃員にも悪影響があるため、規制強化は避けてほしいです。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
39	条例全般	<p>マナーの悪い客の問題はごく一部であり、ほとんどの海外、国内の民泊のお客様は適切に利用しておられます。</p> <p>数少ない成長産業をわずかな問題で規制することが正しい政策とは思えません。規制強化には反対いたします。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p>
40	条例全般	<p>近隣の民泊運営者からの意見として、民泊は宿泊施設の不足を補うだけでなく、外国人が日本の文化や生活様式に触れる機会でもあるとの指摘があります。規制が進むと、画一的なホテルばかりになり、外国人が日本の体験をする機会が奪われる恐れがあります。</p> <p>急な民泊規制は選挙で外国人問題が争点になったための措置と感じられ、民泊開業を規制するのではなく、運営面でのガイドラインを行政が設定すべきです。規制が多い日本では、世界の中で取り残されつつあるため、規制ではなく改善に向けた議論が必要です。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>民泊が宿泊施設の不足を補い、外国人が日本の文化や生活様式に触れる機会を提供する重要な役割を果たしているとのご指摘は、私たちも認識しております。しかしながら、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p> <p>規制が進むことで、画一的なホテルばかりになることの懸念については認識しておりますが、地域住民の安全で安心できる環境を維持するためには、一定の規制が必要であると考えております。</p> <p>また、ガイドラインについては、条例に合わせ見直す予定です。引き続き、地域の皆様のご意見を大切にしながら、より良い制度設計を目指してまいります。</p>
41	条例全般	適切ではないと思います。	<input type="checkbox"/>	<p>規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
42	条例全般	<p>民泊は日本の観光収入に貢献しており、規制は観光事業の未来を閉ざすことだと思います。私も民泊を経営しております、周辺のごみ掃除を行い、近隣住民の理解をいただいています。近隣住民の苦情が多発しているため規制強化をするよりは、ルールを守らない民泊や無届の闇民泊の取り締まりを強化すべきです。</p> <p>規制強化によって撤退する民泊が増えると、最も利益を得るのは闇民泊であり、本末転倒です。規制強化を行うのであれば、闇民泊の取り締まり強化の方針を打ち立てなければ納得できません。まずは闇民泊の取り締まりを強化して、苦情が減らない場合に規制強化を検討するのが適切だと思います。</p>	□	<p>無届施設への対応については、予約サイトの監視や現場調査等を通じて適切に対処してまいります。</p> <p>なお、規制強化の前に執行強化することについて、現在においても法令に基づく指導は行っておりますが、生活環境の悪化が著しいため、悪化を未然に防止する必要があると考え、本条例を作成しております。条例施行後は、不適切な運営をする住宅宿泊事業者に対して、法と合わせ適正に対処をしてまいります。</p>
43	条例全般	収入が減ってしまうか不安に感じる。	□	<p>規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p>
44	条例全般	<p>民泊施設がどんどん増えている中、地域に住んでるものとして不安があります。葛飾区はまだ民泊に対しての条例もないことから条例のない区よりもどんどん増えているイメージがあります。厳し目の条例を制定して欲しいと思います。現在運営している施設にもしっかりと対応をよろしくお願い致します。</p> <p>全く排除するというよりも近隣の住民が安心して暮らせるような環境作りをお願いしたいと思います。</p>	△	<p>条例内容の厳格化について、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p> <p>また、現在運営している施設に対しては、生活環境の悪化を防止する緊急性や、事業者の既得の権利等を比較衡量し、当分の間、適用せず、状況に応じて必要性を検討したいと考えております。</p> <p>今後も近隣住民が安心して暮らせる環境を整えるための施策を進めてまいります。</p>
45	条例全般	規制強化によって仕事がなくなるのはきついです。	□	<p>規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
46	条例全般	民泊があることによって、海外の方々が日本に来る機会を多く作っていると思う。日本の文化を知つてもらうチャンスを減らすのはどうなのかと考える。	<input type="checkbox"/>	規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。
47	条例全般	規制強化により清掃の仕事が減ることが生活に影響を与えるのではないかと心配です。街の活性化のためにも、規制ではなく寄り添う姿勢が重要だと思います。 (同一意見ほか2件)	<input type="checkbox"/>	規制強化すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。
48	条例全般 その他	規制強化の必要性は、受入れ側のルールが甘かったことに起因する考えます。パスポートや入退室の利用状況提出を義務化し、利用者と運営側が評価し合う仕組みを作ることで、クレームの原因となる利用者を排除できると思います。 民泊業界がここまで拡大したのは需要があるからです。日数制限よりも、利用者の個人特定とルール違反に対する罰則を設ける法改正の方が業界の発展につながると言えます。	<input type="checkbox"/>	日数制限よりも、利用者の個人特定とルール違反に対する罰則を設ける方が業界の発展につながるとのご意見については、法的根拠に懸念があり、条例での義務付けは困難と認識していますが、法改正については、今後も、国の動向を注視してまいります。 一方で、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。
49	条例全般 その他	私は区内に住む建築士で、旅館業を運営しています。多くの民泊旅館が法律を守っておらず、90%以上が不適切な運営をしています。苦情が出ても適切に対応できない業者が多く、緊急連絡先の掲示すらしていないところがほとんどです。行政は、法律を守った旅館の許可を徹底し、指導を強化すべきです。一方で、小規模な宿泊施設でも適切に運営しているところはあります。葛飾区は人口減少に直面しており、新しい文化を取り入れ、地域活性化や空き家対策を行っていくべきです。苦情を理由に規制を強化するのではなく、地域活性化のために新しい文化を育てていくことが重要です。	<input type="checkbox"/>	民泊の不適切な運営状況の実態があり指導強化が必要であるが、規制強化はすべきでないというご意見について、現在、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。 なお、住宅宿泊事業の適正な運営を推進していく中で、地域活性化等の課題につきましても、今後、関係部署が連携し取り組んでまいります。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
50	条例全般 その他	<p>本条例案に「反対」いたします。その理由は、素案が「一部の不適切な事業者」に対する問題解決を目的としながら、適正に運営している事業者まで広く規制する内容となっているためです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適切な事業者のみを対象にすべき 規制すべきは法令を守らず地域に迷惑をかける一部の事業者であり、すべての届出事業者に一律の制限を課すのは過剰です。東京都の監査データでも問題を起こす事業者はごく一部です。適正な民泊は地域にプラスの影響を与えていました。問題がある事業者には罰則強化や改善命令で対応可能です。 ・過度な規制は「闇民泊」を助長する 規制強化が無届運営を増やす結果になることは全国の自治体で確認されています。観光庁の報告によれば、規制強化後も違法民泊の新規通报件数が増加しています。負担が重くなると正規ルートでの開業意欲が失われ、監視の届かない「闇民泊」が増える恐れがあります。 ・地域経済への悪影響 葛飾区の商業地域では、民泊は地域経済を循環させる仕組みとして機能しています。観光庁の統計によれば、訪日外国人の旅行消費の約30%が宿泊地域への経済波及があります。私自身も民泊を通じて地域の飲食店や商店街の活性化に貢献しています。過度な規制はこの流れを断ち切り、区の将来にマイナスです。 ・規制は「入り口」でなく「出口」で行うべき 行政の役割は悪質な行為への是正であり、善良な行為の制限ではありません。条例による営業制限を前提とせず、悪質事例の把握・公開・改善命令の徹底を強化すべきです。適正な事業者を締めつける制度設計は、区内経済の停滞と宿泊機会の減少につながります。 <p>以上、本条例案の再考を強く求めます。</p>	□	<p>全ての事業者に一律に制限を課すべきでないというご意見があることは認識しておりますが、区では、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があります。そのため、生活環境を確保する必要性の高い、商業地域を除く区の全域において、月曜日の正午から土曜日の正午までの実施を制限することとしました。ただし、生活環境の悪化に迅速に対応し、近隣トラブルを未然に防ぐために管理者が常駐している場合は、適用を除外することとしました。</p> <p>一方で、管理者が常駐する場合等は、条例第7条の規定は適用させないことで、適正な管理が見込まれる事業者への負担を解消しています。</p> <p>規制強化の前に執行強化をすることについて、現在においても法に基づく指導は行っておりますが、生活環境の悪化が著しいため、悪化を未然に防止する必要があると考え、本条例を作成しております。条例施行後は、不適切な運営をする住宅宿泊事業者に対して、法と合わせ厳格な対処をしてまいります。</p> <p>また、無届施設への対応については、予約サイトの監視や現場調査等を通じて適切に対処してまいります。</p> <p>なお、区内宿泊施設と連携し、宿泊施設利用者の飲食や買い物等の周遊消費につなげていく取り組みについても検討してまいります。</p>

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
51	条例全般 その他	<p>私は旅館業を営んでいますが、今回の条例改正案は拙速であり再検討を求めます。観光客による地域振興は重要であり、一方的な規制ではなく事業投資を円滑にする配慮が必要です。</p> <p>すべての事業者が問題を起こしているわけではなく、適正事業者の継続を認め、不適切事業者には退場を促す仕組みを整えるべきです。また、違法な「闇民泊」の把握と指導を重点化してください。</p> <p>事業者側も自助努力を進め、小規模事業者の組織化や行政との協働による管理体制を構築し、行政のバックアップをお願いしたいです。外国からの訪問者と地域住民との摩擦（ごみのポイ捨て、喫煙マナー、深夜の騒音など）解消には、事業者だけでなく行政の支援も必要です。特に、公共のごみ箱の設置や喫煙所の整備を求めます。</p> <p>以上の理由から、本改正は時期尚早であり、白紙からの再検討を強く求めます。他自治体への影響も考慮し、慎重な議論を重ねることをお願いします。</p>	<input type="checkbox"/>	<p>観光客による地域振興の重要性や、事業投資を円滑にするための配慮の必要性については、認識しております。</p> <p>また、適正事業者の継続を認め、不適切事業者には退場を促す仕組みを整えるべきというご意見については、区では、法令を遵守していない民泊事業者に対し指導を行っております。</p> <p>無届施設への対応については、予約サイトの監視や現場調査等を通じて対処しております。</p> <p>しかし、管理者が常駐していない施設において、宿泊者のマナー等に起因する近隣トラブルが急増しているという課題があるため、周辺地域の生活環境の悪化を防止する本条例が必要であると考えております。</p> <p>ごみのポイ捨てや喫煙マナー等について、旅行者のマナー向上に必要な周知を関係部署と連携し協議してまいります。</p> <p>なお、喫煙所については、受動喫煙防止の観点からも区として課題と捉えており、引き続き整備検討を進めてまいります。</p> <p>深夜の騒音対策等に関する行政支援として、旅行者のマナー向上に関し必要な周知については、本条例に基づく措置のほか、関係部署が連携し取り組んでまいります。</p>
52	その他	規制強化について知らなかった。詳細がわからない。	<input type="checkbox"/>	多くの方に制度の内容を把握していただけるよう、ホームページ等を通じ周知してまいります。
53	その他	民泊がある事で助かっている人が多くいると思うので、そこをテレビなどでも報じて欲しい。 役にたつ仕事をしていると思ってます。	<input type="checkbox"/>	区としても、住宅宿泊事業は、区の観光振興やにぎわいの創出に寄与するものと考えております。
54	その他	正直、今の仕事には満足しているが、外国人客のマナーの悪い使用には嫌気がさす。 ごみの分別や、部屋中にごみが散乱など、同じ単価でも割に合わないと思うことが多い。	<input type="checkbox"/>	法第9条において、住宅宿泊事業者は、宿泊者に対し、騒音防止のために配慮すべき事項その他の届出住宅周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項を説明しなければならないと規定されています。区としては、当該義務の履行についての指導監督を徹底し、宿泊者のマナー向上が図られるよう取り組んでまいります。
55	その他	マンションは一般居住と民泊はある程度、分けたほうがいい。同じマンションでも民泊を許可するフロアと許可しないフロアに分けるなど。	<input type="checkbox"/>	マンション内での一般居住と民泊の分離についてのご提案は、生活環境の確保に寄与する可能性があると認識しておりますが、法の趣旨を鑑みると懸念される点もあるため、今後の状況を踏まえ、必要性について検討させていただきます。

No.	項目	意見の概要	取扱い	区の考え方
56	その他	<p>空港アクセスが容易で、インバウンドにとって好都合な立地となることから、ダイナミックプライスの一環として対象者への税率を高め人頭を少なくすることで、同一税収を確保することを検討できないかと感じおりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人頭の抑制による管理難易度の低下 ・管理体制・環境対策等への拡充 <p>今後は民泊だけではなく、実習生などを含めた海外の流入による治安維持に懸念されることから、民泊の障壁をきちんと整え、犯罪の温床とならないように、しっかりととした体制で臨む必要があると感じております。</p> <p>税収コントロールは簡単なお話ではないと思っておりますが、ぜひご検討をいただければと存じます。</p>	<input type="checkbox"/>	住宅宿泊事業に関する税務施策については、現段階では実施する予定はありませんが、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
57	その他	民泊がある事で、海外の方も宿泊しやすいし、日本の生活様式を身近に感じる事が出来る。	<input type="checkbox"/>	区としても、住宅宿泊事業は、区の観光振興やにぎわいの創出に寄与するものと考えております。
58	その他	民泊があることで、海外からの観光客も増え、街に活気が出ていると感じる。	<input type="checkbox"/>	区としても、住宅宿泊事業は、区の観光振興やにぎわいの創出に寄与するものと考えております。